

# 山行時の自家用車使用に関する規定

神戸勤労者山岳会

## 第1条 (目的)

本規定は、山行時の交通手段に、自家用車（以下車両という）を利用する上で、車両保有者の負担の軽減や、事故防止、また、万が一事故が発生した際の処置、費用の算出および、法的問題の解決等をスムーズに進めることを目的として定める。

## 第2条 (対象)

山行規定に定める会山行について本規定を適用し、自主山行、個人山行については、この規定の定めるところでない。

## 第3条 (規定の適用)

本規定の適用に際し、次の項目について最低限満たしていなければならない。

1. 第2条に定める山行であること。
2. 利用する車両は、保険契約の成立している車両でなければならない。

（任意保険の対人、対物や同乗者に給付される保険であること。

ただし、できるだけ車両保険も加入している車両を使用すること）

## 第4条 (費用)

車両を使用した山行の場合、次の事項については同乗者数により均等に分担する。

1. ガソリン代（車両所有者の自宅と、集合場所の往復も含む。）
2. 有料道路代 実費
3. 駐車料金 実費
4. 車両使用料 保険料 走行距離 1km あたり 15 円を基本とするが、その使用料は各パーティ毎に決定する。

## 第5条 (違反、事故等の処理)

事故、違反などのトラブル発生時における費用の取り扱いについては、次の事項による。

1. 交通違反は原則として運転者の責任とする。  
ただし、駐車違反等運転者だけの責任ではない時は、同乗者との協議による。
2. 事故を起こした場合、その費用は車両所有者の保険にて処理することを原則とする。  
なお、保険で処理できない範囲については、同乗者の協議による。
3. 駐車中の盗難、破損等については2項に準ずる。

## 第6条 (会の責任)

事故の責任は、法的に事故を起こした本人に定められており、何人もこれを肩代わりできない。よって、会としては助言の域を出ず責任は一切負わないこととし、全て当事者及び、その同乗者に帰する。

## 第7条 (その他)

山行計画書には車両（付属装置も含む）の内容、保険、運転者の氏名等可能な限り記載する。

## 付則

この規定は1998年6月28日から施行する。（2002年6月一部改正、2013年7月一部改正）